# 答申

審査請求人(以下「請求人」という。)が提起した東京都愛の手帳交付要綱9条において準用する5条1項及び2項の規定に基づく愛の手帳の交付決定処分のうち、障害程度の区分認定に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

# 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事(以下「処分庁」という。) が請求人に対し、更新の日付を平成31年4月8日として行った愛 の手帳の交付(更新)決定処分のうち、都要綱別表第1「知的障害 (愛の手帳)総合判定基準表」(別紙1。以下「総合判定基準表」 という。)における障害程度の区分(以下「障害の度数」とい う。)を、総合判定3度と認定した部分(以下「本件処分」とい う。)について、より上位の区分への変更を求めるものと解される。

#### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下の理由から、本件処分は違法又は不当であると主張しているものと解される。

○○児相において知能テストを受けた際、本人が返答しているに もかかわらず試験監が正しい回答を促すような発言を何度も行った。 不正があったので判断の取り止めを訴えたが強制的に進められた。

# 第4 審理意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規

定を適用して棄却すべきである。

# 第5 調査審議の経過

審査会は本件諮問について、以下のように審議した。

	年	月 日		審議経過	
	2年 9				
令和	2年1	1 月	6 目		
				審議(第50回第2部会)	

# 第6 審査会の判断の理由

- 1 要綱等の定め
  - (1) 都要綱 1 条は、この要綱は、知的障害者、知的障害児(以下「知的障害者」と総称する。)の保護及び自立更生の援助を図るとともに、知的障害者に対する社会の理解と協力を深めるため、知的障害者に「愛の手帳」を交付し、もって知的障害者の福祉の増進に資することを目的とするとし、都要綱 2 条 1 項は、愛の手帳は、東京都内に住所又は居所を有する者で東京都児童相談所条例により設置した児童相談所又は東京都心身障害者福祉センター条例により設置した東京都心身障害者福祉センターにおいて、知的障害と判定された者に対して交付するとしている。
  - (2) 都要綱3条1項は、愛の手帳の交付を受けようとする知的障害者又はその保護者は、愛の手帳交付申請書(以下「申請書」という。)に当該知的障害者の写真を添え、その者が18歳未満の場合にあっては、児童相談所を判定機関とし、その長を経由して、処分庁に申請しなければならないとしている。

同条4項及び4条は、上記申請書を受理した児童相談所長は、 総合判定基準表(別紙1)及び当該知的障害者が6歳以上18歳 未満の就学児である場合は都要綱別表第3「知的障害(愛の手

- 帳)判定基準表(6~17歳 児童)」(別紙2。以下「個別判定基準表」という。)に基づいて判定を行い、その結果に基づき 判定書を作成し、申請書に判定書を添付して処分庁に進達しなければならないとしている。
- (3) 都要綱 5 条 1 項は、処分庁は申請書及び判定書により愛の手帳の交付の可否を決定するものとし、同条 2 項は、上記により障害の度数 1 度から 4 度までに該当すると認めたときは、児童相談所長を経由して愛の手帳を交付するものとしている。

なお、総合判定基準表によれば、障害の度数について、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「重度」と判定され、またプロフィールがおおむね「2」程度のものに該当するもの」が2度(重度)、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「中度」と判定され、またプロフィールがおおむね「3」程度のものに該当するもの」が3度(中度)、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「軽度」と判定され、またプロフィールがおおむね「4」程度のものに該当するもの」が4度(軽度)とされている。

- (4) 都要綱7条は、手帳の交付を受けた者が、3歳、6歳、12歳、18歳に達した時、又はこの間において知的障害の程度に著しい変化が生じたと認められるときは、当該知的障害者又はその保護者は、愛の手帳交付(更新)申請書により処分庁に更新の申請をしなければならないとし、また、都要綱9条は、7条の規定による手帳の更新については、3条、5条及び6条の規定を準用するとしている。
- (5) 都要綱12条に基づいて定められた東京都愛の手帳交付要綱実施細目(昭和42年3月20日42民児精発第58号。以下「実施細目」という。)4・(2)は、知的障害の判定に係る知的障害の有無、障害の程度等については、医学的、心理学的、社会診断的見地から、最終的に総合判定に基づいて決定することとし、また、

実施細目4・(4)は、程度別総合判定を行うに当たっては、判定書に記載されたプロフィールを参考として行うものとしている。

2 請求人の知的障害に係る総合判定について

次に、〇〇児相所長が作成した本件判定書の記載内容を前提に、 本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下、検討する。

(1) 個別判定基準表によるプロフィール

ア「知能測定値」について

田中ビネー知能検査Vの結果は、IQ38と判定されており、個別判定基準表における「知能指数及びそれに該当する指数がおおむね35~49」に該当する3度と記載されている。

イ 「学習能力」について

面接等における保護者らへの聴き取りでは、平仮名の読み書きは部分的に可能だが、カタカナの読み書きは不可能であること、検査課題の中では、数の理解について、13までの数唱や10までの数概念の理解は可能だが、簡単な加減算を必要とする課題には不合格であった。

以上により、個別判定基準表における「簡単な読み、書き、 計算でもほとんど不可能」の区分に相当するものとして、2度 と記載されている。

ウ「作業能力」について

面接等における保護者らへの聴き取りでは、ハサミが上手に使えない、蓋を緩めてあげないとペットボトルは開けられないことであったとのことだが、検査課題の中で、検査者の教示に従い、円や三角形の模写が可能であったり、検査者の作業を模倣する課題にも一定程度取り組むことができたりしており、指示と見守りがあれば一定の作業が可能と考えられる。

以上により、個別判定基準表における「指導のもとに作業が 可能」の区分に相当するものとして、3度と記載されている。

エ「社会性」について

面接等において、心理司の指示に従い、離席することなく最後まで検査に取り組むことができた一方で、保護者らからの聴き取りによれば、鬼ごっこなどのルールはあまり理解できず集団遊びは難しいことから、一対一の面接場面では大人の指示に従い行動することはできるが、集団行動には難しさがあると考えられる。

以上により、個別判定基準表における「集団行動がほとんど 不可能」の区分に相当するものとして、2度と記載されている。 オ 「意思疎通」について

面接等における保護者らからの聴き取りによれば、単語での発信が中心であり、日常的に繰り返している指示は理解できている。また、検査課題の中では、物の用途や日常生活場面における対処法を答える課題に合格していた。一方で、文字を通しての意思疎通については、平仮名の読み書きが部分的にできる程度にとどまっている。

以上により、個別判定基準表における「言語が未発達で文字を通しての意思疎通が不可能」の区分に相当するものとして、 3度と記載されている。

### カ 「身体的健康」について

面接等における保護者らからの聴き取りによれば、請求人は 自身で体調不良や体調の変化に気付くことができなかったこと、 以前に受傷起点不明の骨折痕があったこと等から、個別判定基 準表における「特別の注意が必要」の区分に相当するものとし て、3度と記載されている。

#### キ 「日常行動」について

面接等における保護者らからの聴き取りによれば、危険予測の弱さや周囲への注意力の弱さがあること、信号も理解していないと思われること、移動時は手をつなぐ必要があること等から請求人の日常行動上の問題には配慮が必要である。

以上により、個別判定基準表における「日常行動にたいした 支障はないが、配慮が必要」の区分に相当するものとして、3 度と記載されている。

# ク 「基本的生活」について

面接等における保護者らからの聴き取りによれば、食事ではスプーンとフォークを使えるが、箸は難しいこと、排せつでは請求人自身が尿意・便意を感じているかが定かでないため、自発的にトイレに行くことは難しく、促しが必要であること、衣類の着脱についてはおおむね自立しているが、ボタンの留め外しは難しいことから、身辺面の処理はおおむね自分で可能で、必要に応じて声掛けや介助がされていると考えられる。

以上により、個別判定基準表における「身辺生活の処理がおおむね可能」の区分に相当するものとして、3度と記載されている。

#### ケー小括

以上のとおり、本件判定書のプロフィール欄は、全8項目中6項目が3度(中度)、2項目が2度(重度)相当とされている。

そして、上記各項目における障害の程度の判定は、請求人及び保護者らに対する面接等により得られた所見に基づくものであって、各項目の判定結果は、個別判定基準表に照らして、判定機関における専門的見地からの判断として、合理性のあるものと認められ、誤りを指摘することはできないものである。

そうすると、本件判定書に記載されたプロフィールによる判 定は、全体として3度程度と判断するのが相当である。

# (2) 医学的所見、心理学的所見及び社会診断所見

医学的所見欄には「IQ=38 中度知的障害」と、心理学的所見欄には「CA12:6 MA4:9 IQ38 田中ビネー式」と、社会診断所見欄には「愛の手帳を取得し支援を受けるこ

とが望ましい」と、それぞれ記載されている。

# (3) 総合判定

上記(1)及び(2)の記載内容を総合して判定すると、請求人の障害の程度は、総合判定基準表における「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「中度」と判定され、またプロフィールがおおむね「3」程度のものに該当するもの」に該当するものとして、障害の度数は総合判定3度(中度)であると判断するのが相当である。

したがって、本件申請書及び本件判定書に基づいて、処分庁が 行ったこれと同旨の本件処分に、違法又は不当な点があるとは認 められない。

### 3 請求人の主張について

請求人は、○○児相において知能テストを受けた際、本人が返答しているにもかかわらず試験監が正しい回答を促すような発言を何度も行った。不正があったので判断の取り止めを訴えたが強制的に進められたと主張する(第3)。

しかしながら、田中ビネー知能検査Vにおいては、教示が一度では耳に入っていない様子や問題の意図が分かっていない様子のときには、教示を繰り返すことが認められていること、子供の身体的・精神的な特殊な事情に応じて、教示の内容をゆがめない程度に、また不適切な示唆とならない範囲でなら、多少の教示の変更は許容されている(田中ビネー知能検査Vの実施マニュアル 財団法人田中教育研究所 2003年8月発行 田研出版)。そして、〇〇児相における検査の実施に当たって、実施方法に精通した心理司が実施マニュアルから逸脱して検査を行った事実は、判定書上、特段認められない。

加えて、都要綱によれば、愛の手帳の交付に係る判定は、申請書を受理した児童相談所長が、総合判定基準表及び個別判定基準表に基づいて判定を行い、その結果に基づき作成される判定書及び申請

書により、処分庁が手帳の交付の可否を決定すると規定されている (1・(2)及び(3))。また、児童相談所長が行う程度別総合判定は、 判定書に記載されたプロフィールを参考にして行うとされている (1・(5))ところ、本件判定書のプロフィールの各項目の判定結果 は、個別判定基準表に照らして合理性のあるものと認められ、誤りを指摘することはできないものである。これらの判定に基づき、障害の程度の総合判定を「3度(中度)」と判定するのが相当であることは、上記2のとおりであるから、請求人の主張をもって本件処分が違法又は不当なものであるということにはならない。

4 上記以外の違法性又は不当性の検討について その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法 令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に 行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名) 近藤ルミ子、山口卓男、山本未来

別紙1及び2(略)